

居場所づくり事業における施設の管理運営委託業務にかかる 企画提案依頼書

1 事業概要及び選定について

社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会では、区民が身近な地域で気軽に立ち寄ることができる「居場所」を提供し、地域住民同士の交流を通じて地域コミュニティの活性化を図るとともに、生活課題の発見や相談支援につなげる多機能型の「居場所づくり事業」を実施している。

本事業は、これまで地域住民の交流の場として継続的に実施されており、参加者同士のつながりづくりや見守り、相談支援の機能を担ってきた。今後は、これまでの取組を継続しながら、利用者一人ひとりの状況や希望に応じて地域とのつながりや活動の機会を広げるとともに、居場所の中で役割や活躍の場を持つことができるような取組を推進し、より充実した居場所づくりを進めていくものとする。

居場所づくり事業における施設の管理運営については、公募により区内に拠点を置き活動しているNPO法人等に業務を委託する。

選定については、高齢者・障がい者・児童などへの支援を行うことにより、生活及び福祉の向上に資する実績、専門性、企画力、創造性等において、その業務にふさわしい団体を、企画競争によって選定する。

2 予算上限額(見込み)

- ・ 令和9年4月1日～令和10年3月31日 2,270,750 円 (消費税含む)

3 提案書類等の提出

(1) 提出書類

① 提案書

- * 指定した書式(様式1～3)に、下記の項目(ア)～(エ)について記載ください。

(ア) 下記の「地域をめぐる課題」に対して、貴団体の思いや考えを記してください。

・地域における孤立の予防と居場所の役割について

- * (イ)～(エ)は、別紙の「仕様書」に基づき、記載ください

(イ) 貴団体における管理運営業務に対する考え方・取り組み方

(ウ) 貴団体で実施可能な日替わりメニュー(案)を記載ください。

(エ) 見積書(要押印) 下記のとおり、ご提出ください。

- ・ 令和9年4月1日～令和10年3月31日

- ② 履歴事項全部証明書(発行後 3 か月以内のもの)
- ③ 令和 9 年度事業計画及び収支予算書
- ④ 過去 1 年以内に作成した貴団体の広報誌又は情報誌等 2 件

(2) 提出部数 (前項①～④の提出書類)

- ・ ① 提案書: 1 部 * 見積書は要押印
- ・ ②～④ : 5 部

(3) 提出期限・方法及び場所

- ① 日時 令和 8 年 11 月 20 日(金) 17 時(必着)
- ② 場所 葛飾区社会福祉協議会 事務局
- ③ 方法 直接持参、もしくは郵送・宅配(電子メールでの提出は不可)

(4) 提案書に対する質問事項

提案書の内容について、本協議会から問い合わせを行う場合があります。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答をお願いします。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定体制

選定にあたっては、本協議会職員で構成する「選考委員会」において、別表1に定める評価基準により審査を行います。

(2) 選定方法

提出書類①～④の評価を行い、最優秀提案者を選定します。

選定結果は、選定後速やかに提案者に通知いたします。

なお、審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選定方法、選定内容についての問い合わせにも、原則として応じません。

5 スケジュール

* 現地説明会(見学会)	令和 8 年 11 月上旬	* 希望する団体
提案書等提出期限	令和 8 年 11 月 20 日(金)	17 時まで
プレゼンテーション実施	令和 8 年 12 月上旬	
選定結果通知(予定)	平成 8 年 12 月 21 日(月)	

* 現地説明会(見学会)への参加を希望する団体は、10 月 26 日(月)までに、3 ページの〈問い合わせ先〉に、ご連絡ください。

6 契約の締結等

(1) 提案内容の再確認

選定結果に基づき、最優秀提案者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本協議会の承認を得ることとします。

このとき、提案書等に虚偽の記載が判明した場合、契約の締結は行いません。

(2) 契約の締結協議

委託仕様書の再確認後、契約の締結に向けた個別協議を行います。

契約金額は原則として、最優秀提案者が提出した見積額に記載された額を超えないこととします。ただし、仕様確定にあたって、本協議会の都合により提案書等に記載された項目に追加があった場合には、この限りではありません。

(4) 契約の期間(予定)

令和9年4月1日～令和10年3月31日(更新可)

ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、個別の協議により契約締結段階において、項目の追加・変更及び削除を行うことがあります。

7 その他

(1) 提案に関する経費は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提案書の書式については、葛飾区社会福祉協議会ホームページ「お知らせ」欄から書式データ(様式1～3：Word)を取り出せますのでご活用ください。

(3) 提案書類の取扱い

本企画競争の実施にあたり、提案者が当協議会へ提出する書類の取扱いについて次のとおりとします。

①提出書類は、一切返却しません。

②提出書類は、本企画競争の実施以外の目的には使用しません。

(3) 本件に関する質問等はメールで受け付け、回答についても各団体へメールで配信します。

< 問い合わせ先 >

(福) 葛飾区社会福祉協議会

小地域福祉活動推進課 担当：長谷川

〒124-0006 葛飾区堀切3-34-1

Tel：03-5698-2435 Fax：03-5698-2513

E-mail：hasegawa-m@katsushika-shakyo.com